

## 独占禁止懇話会第 190 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 11 月 7 日 ( 月 ) 14 : 00 ~ 16 : 00
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者  
【会員】伊藤会長，安藤会員，石井会員，井手会員，内田会員，及川会員，  
翁会員，加嶋会員，神田会員，岸井会員，児玉会員，坂本会員，  
高橋会員，野原会員，富士会員，舟田会員，村上会員，レイク会員  
【公正取引委員会】竹島委員長，後藤委員，神垣委員，濱田委員，細川委員  
【公正取引委員会事務総局】山本事務総長，松尾官房総括審議官，南部官房審議官  
( 国際担当 ) ，鵜瀨経済取引局長，野口取引部長，中島審査局長
4. 議題  
官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ~ 発注機関にお  
けるコンプライアンス活動 ~  
食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書  
アジアにおける競争政策の最近の動向

伊藤会長 それでは，皆様おそろいですので，「第 190 回独占禁止懇話会」を開催し  
たいと思います。

会員の皆様におかれましては，お忙しいところ，お集まりいただきまして  
ありがとうございます。

本日の議題は三つございます。

一つ目は，「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告  
書」，二つ目は，「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告  
書」，三つ目は，「アジアにおける競争政策の最近の動向」でございます。

これら三つの議題につきまして，公正取引委員会から説明を受け，御意見  
を聴取することを予定しております。

本日の議題に入ります前に，事務局から新たに就任された会員の御紹介を  
お願いしたいと思います。

鵜瀨経済取引局長 経済取引局長の鵜瀨でございます。

これまで会員をお願いしておりました株式会社小松製作所相談役の萩原会  
員と，グンゼ株式会社代表取締役の平田会員が退任されました。このたび新  
たに 2 名の会員に参加していただくことになりましたので，御紹介させてい  
たきます。

まず，株式会社三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員の安藤圭一様で

ございます。

安藤会員 安藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鵜瀨経済取引局長 続きまして、東日本旅客鉄道株式会社執行役員法務部長の加嶋良行様です。

加嶋会員 JR 東日本の加嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、最初の議題の「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」の議事に入りたいと思います。

それでは、東出経済取引局総務課長から御説明をお願いしたいと思います。

東出経済取引局総務課長 経済取引局で総務課長をしております東出と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私から、「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」について御説明いたします。資料としましては、独禁懇 190 - 1 - 1 と番号が振ってあるものと、190 - 1 - 2 と振ってあるものと、番号は振ってございませんけれども、同じ題名の印刷物の冊子と、3種類用意しております。冊子が報告書本体で、190 - 1 - 2 というのは概要版なのですけれども、時間の関係もございますので、190 - 1 - 1 と番号が振ってあります横長の図解の資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、この調査の趣旨でございますけれども、左上に調査趣旨と、緑で見出しを付けてございますが、入札談合等関与行為防止法、これは正式には「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」という法律ですけれども、これの適用事例が後を絶たないということにして、それについて発注機関の未然防止の取組をもっと実効的に行っていく上で、何か良い方策が見出せないかということで調査を始めたものでございます。

入札談合等関与行為防止法の適用事例につきましては、右上のオレンジ色の見出しが付いている黄色い表がございますけれども、ここにありますように、法律が平成 15 年に施行されており、それ以来、11 件の事例がございます。平成 19 年以降は毎年事例があると触れてありますけれども、よく見ますと、18 年を除くと、法律施行以後、毎年必ず 1 件あるという状況でございます。

入札談合等関与行為防止法ですけれども、中身といたしましては、公正取引委員会が入札談合事件を摘発したときに、いわゆる官製談合というものが併せてみられた場合には、その旨を発注機関の方に伝えて改善要請をする。発注機関の方は、しかるべき調査をして改善策を講じる。必要であれば、損害賠償なり、職員に対する懲戒処分を行うという法律でございます。

入札談合等関与行為といわれておりますものは、ちょっと字が小さくて恐

縮なのですけれども、この表の下の方の注2にございます。

四つ類型がございます。

一つ目は、談合の明示的な指示。談合をしろと業者に命じるものです。

二つ目は、受注者に関する意向の表明。この事業者に落札してほしい、いわゆる天の声といわれるようなことかと思えます。

三つ目は、発注に係る秘密情報の漏えい。入札の予定価格とか、誰が指名されているかというものです。

四つ目は、特定の談合の幫助。具体的には、談合がしやすいように発注を分割するとか、指名業者の組み方を順番にうまく落札できるように指名する。このようなことが想定されております。

こういう入札談合等関与行為防止法ですけれども、法律施行以後、事例が11件あったということで、それを分析しまして、それを基に調査を開始しております。分析しましたのが青い見出しが付いているところですが、過去11件の具体例につきまして、まず態様の方から申し上げます。

国の機関、地方公共団体、政府出資法人、いずれにおいても入札談合関与行為が見付かっています。都道府県もありますし、政令指定都市、小さな市もございます。出先機関でも行われているというケースもみられております。

それから、工事だけでなく、物品・業務の発注でも起きています。黄色い表の入札談合等関与行為の対象を見ていただきますと、工事がほとんどなのですけれども、9番目の自衛隊は什器類ということで、物品の発注で問題になっておりますし、6番目と8番目、測量設計業務、車両管理業務という業務の発注でも入札談合等関与行為が問題になっております。

それから、その隣ですけれども、白抜きになっております1件以外は、ほぼ全ての事例において発注担当部署の職員が関与しております。その隣の列ですが、幹部や管理職も関与しているケースが全てであります。OBが関与している事例というのも11件中4件ございまして、外部からの働きかけに乗ってしまったものも11件中4件あるという状況になっております。

それから、このような入札談合等関与行為がどうして起きてしまったか、行ってしまったかということにつきまして、公正取引委員会から改善を求められた発注機関がまとめた調査報告書から調べてみますと、業界や地元業者の保護・育成のため、信用確実な事業者が発注して品質を確保したい、特定の事業者と契約したい、働きかけに応じた、円滑な入札業務を確保するため、職員の再就職先を確保するためといった背景が認められたところでございます。

そのような過去の事例の分析と、発注機関の方で実際に講じている、あるいは講じた改善措置をヒアリングで調べまして、それを基に全国526の発注

機関，これは国，都道府県，政令指定都市，その他の市，政府出資法人を含んでおりますけれども，それらにアンケート調査を行いまして，回収して取りまとめたものです。

真ん中から下のところ，オレンジ色の見出しで三つに分けて，こういうことをすると入札談合等関与行為の未然防止の役に立つのではないかというものを挙げております。

提言の一つ目は，左下の箱ですけれども，発注機関・職員における法令遵守意識の向上ということで，研修の拡充，コンプライアンス・マニュアルの整備，組織としての意思の明確化の三つを挙げております。

一つ目の研修の拡充ですけれども，過去3年間，入札談合等関与行為防止法の研修をしたことがありますかと聞いてみますと，したことがあるという回答は4分の1という状況でございます。ばらつきがございますけれども，政令指定都市ですと半分以上の市が行っているわけですけれども，小さい都市ですと大分低いという結果が出ております。それから，研修の対象ですけれども，発注担当部署か契約担当部署かというのを聞いてみますと，どちらも7割ぐらいです。研修対象のクラスをみてみますと，一般職員に対しては6割の発注機関が研修しているのですけれども，管理職になりますと3分の1に減りまして，部長級を超える幹部になりますと5.6%と，かなり少ない状況になっております。過去の事例をみますと，幹部とか管理職が関与している場合が全てですので，誰に対して重点的に研修をするのが効率的か，あるいは効果的かということ，幹部とか管理職あるいは発注担当部署に力点を置いてするのが良いのではないかとことを一つ挙げております。

二つ目のコンプライアンス・マニュアルの整備ですが，コンプライアンス・マニュアルを作っておられる発注機関が半分以上なのですけれども，入札談合等関与行為防止法について特記しているところは，そのうちの2割程度しかない状況です。このため，マニュアルについての整備をお願いしております。

三つ目の組織としての意思の明確化ですが，先ほど入札談合等関与行為の背景として，どういうものがあるかというのを御紹介いたしましたけれども，地元業者を育成するとか入札業務を滞らせないためには，入札談合等関与行為をするのも仕方がない，あるいは許されるのだということで，行ってしまっているのではないかとことが疑われます。したがって，そういうことは駄目なのだということを幹部の方から一般職員にしっかりと行っていただく，あるいは，コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為は駄目だということを明示していただく，場合によっては，懲戒規程に特記していただくということで，組織としてそういうものは許されないということ

を示していただくことが重要なのではないかとこのことを挙げております。

提言の二つ目は、入札談合等関与行為を防止する体制面の整備ということで、三つございます。法令遵守を推進する体制の整備とチェック体制、秘密情報の管理徹底を挙げております。

一つ目の法令遵守の体制につきましては、コンプライアンスを担当する部署が7割程度の発注機関で作られております。

二つ目のチェック体制なのですけれども、まず未然防止の方です。仕様書とか入札参加資格を決める際に、入札談合がしやすいようにと細工しているのではないかとこの点に関して、そのチェック体制をアンケートで尋ねてみますと、4割弱が発注担当部署内部で行っていて、6割ぐらいが契約担当部署の方で行っている。実際に仕様を決めるところとは別の部署で行っているということでございます。4割弱のところが発注担当部署の内部でのチェックなのですけれども、幹部とか管理職が関与しているケースが多いものですから、内部チェックですといかがかというところがありますので、第三者的な別の部署でチェックしていただくことが必要なのではないかとこのことを挙げております。もう一つは、事後の検証が大事なのではないかとこのことでして、真ん中の箱の白抜きの2段目ですけれども、不自然な入札結果の情報をどうしていますかということです。入札にかけたのだけれども、1者しか応札してこない、あるいは同じ事業者がずっと落札を続けているということだと、入札の条件に偏りがあるのではないかと、あるいはこの業者が落札するようにという意向が示されていたのではないかとこの可能性が疑われるところがございます。それから、落札率100%ですと、予定価格が漏れているのではないかとこの可能性が疑われるということです。入札結果を見て、そういうことが起きていないかどうか、チェックをすることが有効なのではないかと思われるのですけれども、そういうことを行っておられる発注機関は2割から4割程度しかないという状況でございますので、そういうことにも目を向けてくださいということも挙げております。さらに、第三者機関の事後検証の強化ですが、第三者機関を設置している発注機関は半分以上ございまして、その中で個々の入札物件について入札参加条件が適当だったかどうかという検証をしてもらっているところが多くございます。ただ、工事につきましては、そういう検討をしようところが9割ぐらいあるのですけれども、物品ですとこれが半分ぐらいに落ちてしまいます。実際に入札談合等関与行為は物品業務でも起きておりますので、そちらの方についても検証をお願いしたいということでございます。

三つ目の、秘密情報の管理の徹底ですが、秘密情報につきましては、どこに保管するかとか、電子情報ですと、そのアクセス権を誰に与えるかという

規程を決めているかどうかということですが、決めている発注機関は2割という低い水準になっております。この辺の 절차를きちんと決めるということが、秘密情報が漏れないようにするということでも大事かと思われまして、万が一秘密情報が漏れたときに、どの辺から漏れたのかという調査にも役に立つかと思われまして、秘密管理の徹底というのを挙げております。

最後に提言の三つ目ですけれども、入札談合等関与行為等を防止するための個別の施策です。

一つ目は、外部からの働きかけに対する対策を聞いております。これは、法令に違反するような行為を外部から求められたときに、内容を文書に残して上司に報告するというを実際に行っている発注機関がございましたので、そのような取組がどれくらい行われているのかを聞いてみたものです。実際にそういう取組が行われている発注機関が3割程度ということもございますけれども、ヒアリングで聞いてみますと、こういう取組をすることで、外からの働きかけ自体が減少する効果もみられるということですので、この推進を一層お願いしたいということです。

二つ目は、人事上の配慮でございます。同じ人間が同じ仕事をずっと行っている、発注機関の方でそういうことが起きると、事業者の方は担当者が変わらないことが多いと思しますので、どうしてもずっと同じ顔を見て仕事をすることになりまして、何か頼まれると断りにくいということが起きるのではないかとということです。人事のローテーションということは、各発注機関の方も意識して行っておられまして、7割ぐらいの発注機関がその辺の配慮をした上で人事ローテーションを組んでいる状況です。ただ、これも発注機関の規模等によってばらつきがございますので、小さいところだと、回したくても部署が少ないとか、人がいないとか、なかなか難しいところがあるようです。人事のローテーションにつきましては、癒着を防止するという目的もあるのですけれども、人が変わると引継ぎが必要になりますので、もし入札談合等関与行為が行われたら、引継ぎの際に目に見えるようになる、あるいは、そこで黙っていると行為をやめざるを得なくなるという効果もあるということで、人事上の配慮というのを挙げております。

三つ目のOBの関係ですけれども、OBの働きかけによって入札談合等関与行為が起きた事例は11事例中の4事例でございますので、そういうことが起きないように現役職員を守る配慮も必要ではないかということを挙げております。ヒアリングで聞きますと、OBとか再就職企業に受注活動には従事しないように要請しているという発注機関がございますので、そのような例を挙げております。

以上が報告書で挙げたことですが、公正取引委員会といたしまして

は、入札談合事件をきちんと取り締まる。その際に、入札談合等関与行為がみられれば適切に改善を求めるのは当たり前なのですが、この報告書でこういうことが分かりました、あるいはこういうことをすると効果的なのではないかと思えますということを、発注機関で研修会を開くとか、いろいろな接触の機会がございますので、その際に周知して働きかけていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、御自由に御発言いただきたいと思えます。

神田会員 感想的になると思うのですが、今、お聞きしますと、防止に向けた取組に非常にばらつきがあったり、全体的にみて不十分だなという感じがしました。それについていろいろ提言をなさっていますけれども、研修の充実とかコンプライアンス・マニュアルの整備とか、それから組織としての意思の明確化ということをおっしゃってくださるけれども、今、御説明を聞いてみますと、そういったことをお願いしていくと表現なさっていたのです。それ以上のことはできないのかもしれませんが、特にコンプライアンス・マニュアルの整備とか懲戒規定の明記とかチェック体制の整備ということについて、強制はできないのかもしれませんが、きちっと全体に整備されるような、もう少し強い働きかけみたいなのはないのだろうかと思ったのですが、強い強制力の発揮みたいなのは難しいことなのでしょうか。

東出経済取引局総務課長 正におっしゃるとおりでありまして、コンプライアンスというのは、発注機関の方が自ら守る、取り組むという話ですので、公正取引委員会の方であれをしる、これをしると強制するのは、事の性質上どうかというのがあろうかと思えますし、現実に強制するのは難しいところがございます。

ただ、せっかく調査いたしましたので、こういうことをすると良いのではないかというのも分かりましたので、私どもの方でも発注機関の方に集まっていたいで、いろいろ御説明するというのを毎年行っております。今年もこの後、秋口に全国で予定されておりますので、この報告書の中身につきましても御紹介したいと思っております。

あと、今の説明では御紹介しなかった部分がありますけれども、同じような都道府県同士とか政令指定都市同士ということで比較できるような数字も報告書の中で出しておりますので、そういうところも見ていただいて、各発注機関がそれぞれ自分の足りないところを分かっていたいただくと良いかなと思っております。

それと、マニュアルみたいなものにつきましては、我々は入札談合等関与行為防止法を説明するときの資料として、テキスト、冊子を作っております。それもコンプライアンス・マニュアルを作るときに参考になるかと思えます。そういう資料の提供という面でも、引き続き努力していきたいと考えております。

伊藤会長 ほかにもどなたか御質問とか御意見とかございますか。どうぞ。

岸井会員 恐らくこの調査の中心的な対象ではないのかもしれないので、もしかしたらその意味では無い物ねだりの話かもしれません。

概要の5ページに改善措置の取組が9項目ありまして、一番下に入札制度の見直しという項目がありますけれども、この調査では、今、お話を伺った限りでは、この点に関して特記するとか説明することはされていない。

改善措置を見ますと、冊子の77ページに、例えば新潟市は、入札制度の見直しでは、一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止というのが入っております。それから、国土交通省関係では、総合評価方式の拡大というのが入っております。いわゆる入札制度自体の見直しというのが官製談合の未然防止に一定の効果があると思うので、その辺についてはどういうスタンスで調査されたのか。

あるいは、ほかの報告書でそれが触れられているので、そちらの方に譲ったというか、そちらの方を中心に考えたのか、その辺についてお伺いしたい。

東出経済取引局総務課長 入札制度につきましては、この報告書では直接触れておりません。今回の調査では、入札談合等関与行為のコンプライアンスといわれるところの取組に焦点を当てて、いろいろ調査をしたという趣旨でございます。

それから、入札制度の見直しに効果があるというのは、おっしゃるとおりだと思っておりますけれども、別途の調査でなるべく応札業者がたくさんになるようにしてくださいとか、地元要件などを設定するにしても、競争範囲というか、入札される方が余り少なくなるように、競争性についても確保の配慮もお願いしますと、別途まとめたものがありますので、その点についてはそちらに譲ったところでございます。

伊藤会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

舟田会員 この1枚紙で言いますと、真ん中の2の下の第三者機関による事後検証の強化という御説明を受けたわけです。実は私も5、6年、ある法人の第三者機関の委員になりまして、これは大変な作業なのです。基本的には、全入札物件についてデータを出してもらって、そこにおかしいことがないかを検証する。恐らくこういう第三者機関は、全国にわたっているいろいろな先生方が動員されて苦労していると思います。



よほど何かこれについてのマニュアルみたいなものがないかなと思って、一体どこをどうみたらいいのか。つまり、第三者機関を設置して、発注者側としては非常に気を使って対応していただけるわけですがけれども、委員側は、まだ指名競争を行っているのですかとか、または、指名の条件はどうか、例えば実績をみるということでは新規参入はあり得ないなど、いろいろ言うのですけれども、発注者側は事情があってなかなかできないというわけです。

その辺の第三者機関がもう少し実効的に機能するようなこと、これが公正取引委員会のすべきことかどうかとも思いますけれども、何かヒントがあると良いなと思いながら5、6年務めたことがあります。今日お聞きしての感想ですけれども、その辺、第三者機関の事後検証の実効性みたいなことについて、御感想があればお聞きしたいと思います。

東出経済取引局総務課長 正直なことを申し上げますと、おっしゃるような点について、詳しく今回の調査で検討したところはないのですけれども、多少感じておりますのは、すぐ上にあります発注結果の分析、こういうものが比較的目星を付けるという意味では、一つの方法なのではないかと考えております。

それから、発注機関にいろいろヒアリングしてみたのですけれども、それぞれのところでやり方はいろいろございます。誰を指名したとか、入札はどこで、だれが幾らで落としたというのを全部見てもらうやり方をしているところもあれば、発注機関の方で粗ごなしをして、この辺は大丈夫でしょうかというものについて検討してもらう。やり方はいろいろございまして、発注機関の人手と予算がそれぞれでございますので、画一的にこれが決め手だということはなかなか難しい、それぞれの実情なりに応じて工夫していただく、そのときに、これも多少みていただけるとうれしいなと、お答えになっておりますでしょうか、そういうところでございます。

伊藤会長 ほかに何かございますか。どうぞ。

高橋会員 私も調査報告書を拝見し、また数年にわたって第三者機関の委員を務めている立場から少し申し上げたいと思います。

省庁の第三者機関で契約監視を行っているわけですが、100万円以上のものは全件みるということで、四半期ごとにかんりの作業でして、知見を重ねながら目の付けどころをみんなで学習しながら進めているところですが、年度末にもものすごい件数の駆け込みの契約をしたりということに対して、どういうふうにしていくかとか、いろいろあります。

今回、工事でない物品とか業務のところ余りミスが入れていないのですが、そういう契約慣習で行っている辺りが非常に気になるところがございます。ですので、最近の事例でも、公示の前に意見招請手続をして、仕様書案について企業等から意見を求めなければいけない。その基本的なことさ

え行っていない省庁があったこともございまして、調査をされる際に、物品とか業務にも公正取引委員会の方では是非目を向けていただきたいと思います。

そういうものをみている立場からすると、官製談合といえないまでも、ミニ談合のようなものは相当数あるのではないかと感じております。

今回、報告書の中で、研修が非常に必要だということと、長期間、同一ポストに配属することを避けるということを行っている機関があって、これを推奨したいとも読めるのですけれども、実際に研修を十分にするというのは、どのぐらいの期間行えばいいのか。回数、どういうスパンで行えばいいのかというところに触れていないことであるとか、長期間、同一ポストといっても、どのぐらいを長期間というのか、アンケート調査から見えなかったのです。

ここはちょっと矛盾するところがあって、研修しても、ころころ変わってしまうと、かなりの回数しなければならなくなりますし、同一ポストである程度の専門性を求められるのですけれども、その人たちにきちんと行ってもらうことも必要かなと感じています。ですので、公正取引委員会としても具体的な目安あるいはベストプラクティクスのようなものを示さないと、単に十分にとか、長期間、同一ポストでなくと言っても、事態が改善しないのではないかなと危惧しております。

以上です。

伊藤会長 何か。

東出経済取引局総務課長 研修につきましては、何年に一度しろとかいうのは報告書では触れておりませんが、一ついえるのは、人事異動のタイミングで行うと、この法律を知らないで仕事をすることがなくなるという意味で、良いタイミングで研修するというのが大事かなと考えております。

それから、人事のローテーションの方ですけれども、人事の話ですので、どう回すということはそれぞれの自治体の事情です。一律に何年と言っても、うまく回らないところがあるのかなというのが正直なところでございます。

坂本会員 今回の調査なのですけれども、そもそもの問題のきっかけといいますか、それは入札談合等関与行為防止法の適用事例が後を絶たないことが問題点だと思います。そのために、いろいろなアンケート調査によって実態がある程度把握できて、背景も分かったと分析されているわけです。これを提言までされています。これまでの委員の御指摘にもあるのですけれども、この提言がどういう形で生かされていくのか。

調査の御担当の部局は、この調査をおやりになれば仕事は終わってしまうのかもしれないけれども、後を絶たないものを未然防止も含めて防ぐ。どれほどの効果を持たせるために、この提言内容がどのように実現されていく

のかという辺りはどうなっているのでしょうか。

先ほど強制力がないというお話も出ましたけれども、この提言の実効性を担保するために、どういったお考えというか、施策があるのかどうかということをお教えください。

東出経済取引局総務課長 強制力がないというのは、先ほど申し上げたとおりですけれども、まず我々が行っておりますのは、この報告書の存在を発注機関の方に知っていただくというのが第一歩だろうということで、アンケートに答えていただいた発注機関を中心にして、報告書をお送りするところから始めております。

それから、繰り返しになりますけれども、これから11月から来年にかけて発注機関の方に集まっていたいて、いろいろ説明するという機会もございますので、その際にこの報告書の紹介をするということで、地方事務所を含めましてどういう説明をするのが良いのかという打合せも行って、まず発注機関の方に知っていただく、できるところから取り組んでいただくという働きかけをしていくことがスタートかなと考えております。

坂本委員 スタートなのだけれども、それでこういった事例を防ぐことができるのかどうかということです。説明をして発注機関の方に存在を知ってもらおうということは、もちろん大事なことだと思うのだけれども、ここまで具体的に提言されているわけですから、もう少し何かないですか。裏を返せば説明をするということに尽きるのですか。存在を知ってもらって説明するというところまでですか。

東出経済取引局総務課長 おっしゃるとおりです。こういうやり方が良いと我々は思う、是非取り入れてくださいということをお願いするのですけれども、取り入れられなかったときにどうするかということについては、不利益を与えるということは無理ですし、事の性質上、適当でもないのかなと考えております。

レイク会員 今のお話を伺って、追加でお考えがないのかをお聞きしたいのですが、まず最初に、官製談合が後を絶たないのは、世界中、どの国も同じだと思いますので、日本が別に特に変わっているわけではないと思います。それだけ国が発注する上で規模が大きいものであれば、利権が関係し、不正をしても契約を取ろうとする動きは、どの制度の中にも必ず起きてしまう。ですから、もちろんその闘いだと思います。

そういう中で、今日の御説明を受けていて、発注機関職員における法令等遵守の意識の向上等の中で、組織としての意思の明確化と書いてあるのですが、本当にこの入札談合等関与行為防止法の具体的な適用がされることを知らなかった人がいるのかもしれませんが、過去から、遠い昔から、独占禁止

法上の違反行為であるのを知らない国家公務員や地方公務員がいるはずがないわけです。

ですから、その上でも起きているという性質の問題であるときに、抑止効果として更なる刑事罰の適用、又は制度的な調達制度の問題として、もぐらたたきかもしれませんけれども、行われにくくするために何が必要なのかというのは、公正取引委員会からその他の省庁を含めた日本政府全体として取組、そして、地方の都道府県の調達制度の問題として、ここに少し書いてありますけれども、そういうことを公正取引委員会から政府に提案し、先ほどこういう情報共有をして、あとは執行というか、不利益を与えることはできないかもしれませんけれども、もっとシステミックに対応するためのアイデアとして、この調査の結果をそういう働きかけというか、提案にしていくこともできるのかなと思って聞いていたものですから、そういうお考えは今のところはないということでしょうか。

東出経済取引局総務課長 この報告書で、こういうことをすると良いと思いますというのは働きかけていこうと考えています。

レイク会員 例えば、一体としての新たな取組として、中央政府、都道府県の調達制度改善に向けた取組のために、これをベースに働きかけをするということをお考えになっているということですか。

東出経済取引局総務課長 入札制度の改善等に直接結び付くものではありませんけれども、これで入札談合あるいは入札談合等関与行為が起きにくくなるようにするという点については、中央省庁の発注担当関係の方と話をする会議もございますので、その際に働きかけをしていくということ考えています。

伊藤会長 どうぞ。

鵜瀬経済取引局長 坂本会員とレイク会員の御質問に少し補足してお答えしたいと思います。

本来、発注者は入札談合行為の被害者であるわけでありまして、ほかの独占禁止法違反行為であれば、被害者というのは違反行為に対して被害を訴える側にあるわけですが、官製談合に関しては入札談合そのものに関与するという特殊な形を取っていることが多いので、この官製談合防止法が立法されたと理解しております。

したがって、公正取引委員会としては、談合を独占禁止法に基づいて厳正に対処してなくしていくということが本来の使命だと思いますけれども、その談合が行われやすくなっているような入札談合等関与行為があれば、その抑止を図ることも、また独占禁止法違反を防ぐのに有用である。

こういう、やや間接的な立場にあるわけでありまして、官製談合防止法の所管官庁ということもあるので、官製談合防止法についてよりよく理解して

もらって、発注者自身が入札談合を引き起こすようなことがゆめゆめないようをお願いする立場にあるわけでございます。

したがって、本来は談合があると困るのは発注官庁でございます。また、談合関与行為を行って処罰なりの対象になるのも発注者の方でございますので、公的機関であれば、当然にそのようなことを防ぐような対応を取るはずと思われましても、私どもの独占禁止法の運用経験では、談合関与行為が後を絶たないということで、今回、談合関与行為のコンプライアンスというものに特に着目して調査したということでございます。

伊藤会長 よろしいですか。ほかにどなたかありますか。

それでは、よろしければ次の議題に行きたいと思えます。次の議題は「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」につきまして、藤本企業取引課長から説明をお願いします。

藤本企業取引課長 よろしく申し上げます。藤本でございます。私の方からは、食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査の御報告をさせていただきます。資料は、独禁懇 190 - 2 - 1 という概要の 2 枚紙に沿って御説明を差し上げたいと思えます。

まず、調査の趣旨でございますけれども、従来から、大規模小売業者によります納入業者に対する濫用行為につきましては、繰り返し違反事例が起きているということでございます。これに対しましては、積極的かつ厳正な法執行、それから実態調査を実施するというところで、その未然防止を図る対応をしてきているところでございます。

しかしながら、こういった優越的地位の濫用行為につきましては、卸売業者がその取引先である納入業者、卸売業者と取引をしているメーカーに対して行っているという事例もみられる。また、こうした卸売業者の行為の背景としまして、卸売業者が大規模小売業者から種々の要請を受けて、こうした行為を行っているということも考えられるということでございますので、今般、こうしたところにつきまして実態調査を行うことにいたしました。

調査の対象分野でございますけれども、過去の調査事例などを踏まえまして、特に食料品の取引、加工食品でありますけれども、そういった取引についての問題事例が見受けられることもございますので、食料品のメーカーと卸売業者の間の取引、それから、その背景にある卸売業者と大規模小売業者との取引実態について調査をしております。

調査の方法と内容ですけれども、メーカー 1 万 752 社、食料品卸売業者 495 社に対しまして、平成 20 年 1 月から 22 年 12 月までの調査期間を対象としまして、今年 3 月から 5 月の間に調査をいたしました。基本的には書面調査で行っておりますけれども、書面調査に回答したメーカーのうち 20 社につきま

しては、ヒアリングを実施しております。

調査の対象となったメーカーですけれども、例えばお菓子とかめん類、水産加工品といったものを作って卸売業者に対して売っているメーカー、本体の方の調査にもプロフィールがございますけれども、大半は中小企業の範囲に入るメーカーというイメージでございます。

2 ページ目にまいりまして、主な調査内容です。

昨年秋に出ております、いわゆる優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方、優越ガイドラインで、優越的地位の濫用となる行為類型として示されている類型がございますので、その類型に焦点を当てて調査を行ったということでございます。

調査の結果でございますけれども、メーカーに対する調査と卸売業者に対する調査という二つの調査を行っております。メーカーに関しましては、卸売業者からどういう行為を受けたかということで調査を行っております。回答がありました 3,270 社のうち、卸売業者と実際に取引している人たちは 1,824 社でございますので、その人たちを母数として、下記のグラフにありますような、特に不当と思われる行為を受けたかどうかということ进行调查しております。

優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと思われるメーカーが、一定程度存在することが判明しております。例えば、返品、減額あるいは協賛金等の負担の要請といったところでは 10% を超える結果になっているということでございます。

また、調査対象メーカーに対しまして、卸売業者から不当な要請を受けたという回答をしたメーカーに、どうしてそういった行為を受けたのかという理由を、卸売業者からどういう説明を受けていますかという質問をしております。この結果、卸売業者の取引先小売業者に原因があるといった説明を受けていたメーカーの回答というのが、3 ページの図 2 にあります。

例えば従業員の派遣あるいは返品とか減額といったことでは、高いパーセントで出ておりますけれども、不当な要請を受けたといったメーカーのうち、卸売業者から小売業者からの要請があったという説明を受けているメーカーが、このパーセントいるということでございます。また、具体的な回答事例におきましても、小売業者の関与を示唆するものがあったということでございます。

本体の資料、190 - 2 - 2 を見ていただきたいのですけれども、8 ページに購入・利用要請があったかどうかという調査の具体的な事例があります。

下の「カ」の具体的な回答事例の一つ目の丸ですと、卸売業者からボージョレ・ヌーボーや年末にケーキの購入を要請されることがあった。取引先卸

売業者への取引依存度が低ければ、要請を断ることができるけれども、その依存度が高い卸売業者だと、取引がなくなると困るので、要請を断ることができなかつた。これは、メーカーの方が卸売業者から不当な要請を受けたといった例の一つであります。

小売業者の関与に関しましては、例えば右側の9ページの丸の上から三つ目にございますけれども、卸売業者との商談時にボージョレ・ヌーボー、クリスマスケーキ、おせちの購入を要請されたことがある。卸売業者の担当者からは、ボージョレ・ヌーボーを小売業者から200本割り当てられているけれども、10本ぐらい協力してくれないかと言われたといった事例が挙がっております。

また概要の方に戻っていただきまして、3ページです。

反面で、卸売業者に対する調査も行っております。こちらの方もメーカーと取引のある164社を母数として調査結果をみましたところ、優越ガイドラインで例示する行為類型、いずれにつきましても優越的地位の濫用になり得る行為を行っている卸売業者の存在がうかがわれる結果になっております。こちらの方で割合の高い行為類型をみますと、返品、協賛金の負担の要請、あるいは取引の対価の一方的決定といったところが10%を超えるパーセントになっております。

また、3ページの2(2)ですけれども、取引先の大規模小売業者から各行為類型に係る要請を受けて、問題となり得る行為をメーカーに対して行っていると考えられる例も見られます。こちらも行為類型ごとにみますと、従業員の派遣の要請、減額、返品といった行為がみられるということでありま

す。

さらに、卸売業者が取引先大規模小売業者から受けている行為についても、これは正に優越的地位の濫用として問題となり得る行為もあると見受けられるケースもございます。

4ページでございますが、総括的にみますと、一つは、卸売業者とメーカーの間の取引においても、優越的地位の濫用になり得る行為が行われている可能性がある。メーカーに対する調査、卸売業者に対する調査、いずれの側の調査をみましても、返品あるいは協賛金の負担の要請といった行為類型では、その割合が高くなるという結果がございます。

それから、こうした卸売業者による行為の原因でありますけれども、取引先の小売業者から要請を受けて、メーカーに対して不当な要請等を行っている場合があるということが明らかになったと思われま

こうした事例におきましては、卸売業者が取引先大規模小売業者から求められる負担をメーカーに転嫁している、あるいは取引先の大規模小売業者が卸売業者を介してメーカーに負担を要請しているのではないかと考えられます。こうした不利益や負担の転嫁というものが、いわば複層的に行われている。それで、問題の発生源は大規模小売業者にあるといった構造が存在するのではないかと考えられます。

したがって、今後はメーカーと卸売業者の間で行われる問題行為に対しても監視をし、またこれまでも行っております大規模小売業者による不当な要請等の行為について、引き続き注意深く監視をしていく必要があると考えられます。

公正取引委員会の今後の対応ですけれども、まず一つ目は、卸売業者あるいは大規模小売業者を対象とします業種別講習会を実施しまして、この報告書の内容についての説明、あるいは優越ガイドラインの説明といったものを行いまして、違反行為の未然防止に努めるという一つこととさせていただきます。

二つ目としまして、関係の事業者団体に対しまして、この調査結果を報告、内容を説明するといったことをしますとともに、業界内部において取引の公正化に向けた自主的な取組をしていただくように要請することを対応として行っております。

また、三つ目ですけれども、こういった複層的な構造があることは念頭に置きつつ、引き続き業界の取引実態を注視していく必要があると考えておりますし、仮に独禁法に違反するおそれのある行為が認められる場合には、厳正に対処していくという対応をする予定とさせていただきます。

私の方の説明は以上でございます。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等を御自由に発言していただければと思います。どうぞ。

石井会員 今の実態調査を拝見いたしますと、大手小売業者、卸売業者、メーカーの三者の間で、おそらく長いこと、こういう慣習があったのだらうと思います。弱い方へ圧力がかかって、サービスやいろいろなことを要求してくる。これは長い間の慣行だと思うので、是非とも修正していく必要があるだらうと思います。

そのためには、当然、講習会あるいは業界に対していろいろな御指導をいただくのでしょうかけれども、経営者レベルも大事ですが、発注の担当者、さっきの談合とはちょっと違う形で、発注担当者のレベルがかなり大きな問題を抱えているのではないかと考えますので、経営者レベルと現場のレベルと共に講習会というか、御指導いただきたいなと思います。



それから、メーカー側の方は中小企業が多いものですから、中小企業にはコンプライアンスの専任者がいない、コンプライアンス体制がメーカーの方にないのが実態でございましょうから、卸売業者から言われたら、そのとおり従う、何ら反論できないというところもあるかと思っておりますので、この辺もメーカーも含めて指導していく必要があるのではないかと考えております。このような点で、公正取引委員会においても様々な機会ですべて普及・啓発活動、法令遵守の普及活動を行っていただきたいと思います。

東京商工会議所といたしましても、先日、中小企業向けの独占禁止法セミナーを実施いたしました。これは、経営者も含めて多数の方の参加をいただいております。商工会議所としても、今後とも法令の遵守の徹底に最大限努力をまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤会長 何かございましたら。

藤本企業取引課長 正に御指摘いただいたとおりであると思っております。未然防止の観点から申しますと、会社のトップのマネジメントにおられる方々に対して、まず認識を持っていただくということが大事だろうと思っておりますし、それがトップなり法務部がしっかりとコンプライアンスを守るという意思があっても、現場にどれだけ伝わっているかという問題もございまして、前線部隊である購買の担当者のレベルにおいても、そういったことが大事だろうと私どもも思っております。

そういった観点から、業界団体の理事会などがありますと、そこに呼んでいただいてお話をさせていただくということも行っております。また、業種別の講習会を行いますけれども、その講習会に来られた方が会社に帰って講習会で学んだことについて還元をしていただいて、会社内部でも知識を広げていただきたいと思いますと考えております。

あと、メーカー側と申しますか、中小事業者の方々に対しましても、確かに取引をしていく上で、例えば優越ガイドラインについての知識を持っていることが取引の公正化につながる力にもなり得ると思っておりますので、いろいろな機会を捉えて、私どもも講師派遣等で対応していきたいと思っております。

以上です。

伊藤会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

及川会員 早速、優越ガイドラインを使って調査をしていただいたことに対して、高く評価したいと思っております。どうもありがとうございます。

一つ、食品部門にこういうことが特に多いという理由が、何かお感じになっているものがあればお教えいただきたいと思います。と申しますのは、図

1ですと、従業員の派遣の要請というのは大変少ないのですが、概要の図2で取引先が小売業になると、当然かもしれませんが、従業員の派遣要請というのはトップになっている。ということで、地方の食料品と、それが首都圏に売りたいときに、大手小売業の方がどういう食品が良いのかわからなくなっているとか、食品特有の原因というものがお感じになるものがもし何かありましたら、お教えいただきたいと思います。

以上です。

伊藤会長 どうぞ。

藤本企業取引課長 今回、特に食料品の分野を取り上げましたのは、過去の大規模小売業者による濫用行為の事件におきましても、例えば食料品の納入業者に対する行為がみられるとか、あるいは過去の優越的地位の濫用行為の注意事例の中でも、食料品分野における卸売業者による行為といったものがあるとか、あるいは、私どもで独自にヒアリング等々を行いました結果、この分野でいろいろな問題行為が起こっているというお話も聞きましたので、今回、ここを取り上げてやらせていただいたということでございます。

伊藤会長 ほかに。

富士会員 今回、こういう形で調査を拡大したことは大変評価しております。ここにありますように、不当な要請とか不当な利益の負担の転嫁が複層的に行われているというのは、そのとおりで、例えば卸売業者とメーカーというのがありますし、メーカーと原料供給者とか原料供給団体、生産者、生産者団体との関係でもありますし、卸売会社と生産者団体という関係もあるかと思えます。そういう意味で、メーカーが小売業者の影響を受けて優越的地位の濫用という形にもなる事例が多いと思えます。

そういう複層的な関係、特に食料品の場合はあると思えますので、そういう面にも今後調査を広げていただけるとありがたいと思えます。

藤本企業取引課長 今後も様々な実態調査を行っていく予定ですけれども、こういった複層的な構造があるということは十分認識して、そこに留意した上で行っていきたいと思っております。

伊藤会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

神田会員 業種別の講習会を開くということですがけれども、具体的に業種別をどの程度分けながら行うのか。それから、どのような規模で行う予定なのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、最後のところに違反の疑いのある行為が認められた場合には、厳正に対処すると書かれていますけれども、今回の調査のまとめの中にもありますけれども、優越的地位の濫用になり得る行為を行っている可能性があるかと文章では書かれています。これらは、正に違反の疑いがある行為である

と思えるのですが、これは厳正な対処の対象になるのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

藤本企業取引課長 まず、業種別の講習会ですけれども、今回予定しているのは卸売業者にターゲットを絞って行おうと思っております。全国のブロック単位で、場所によっても異なりますけれども、50名から100名強の講習会を公正取引委員会主催で開かせていただくということですが、一般に公募しまして、会場に来ていただいて行おうと思っております。

それから、今回の実態調査につきましては、個別の事件のために行っているものとは、また性格を異にしますので、これに基づいて事件ということではないと思いますけれども、今後、こういった実態調査もいろいろな事件処理に当たっての一つの情報にはなり得るだろうと思っております。

伊藤会長 ほかに何かございますか。はい。

舟田会員 こういう問題は、証拠をきちんと出すのがかなり難しいということから、これだけ調査が出てきても、実際の事件にするのはなかなか難しいと思います。

もう一つ、解釈問題としては、これは半分質問なのですが、例えば返品とあっても、その返品が特に違法な返品なのかどうか、これは難しい問題ですね。今日の報告書の本体の最後の方にも、優越的地位の濫用に関する行為類型の考え方で、全て「ただし」があって、こういう場合は違法でない、これが非常に悩ましいところで、御苦労なさるところだと思います。

ただ、この調査で返品・減額と書いてあるのは、「ただし」までを考えた上での回答ではないように思います。したがって、返品とあっても、もしかしたら正当な返品も含まれている。その辺はどうなっているのでしょうか。

藤本企業取引課長 正に返品がそもそもあるかないかということと、その返品があったときに、それが不当なものかどうかという2段階で、おっしゃるとおり問題があると思っております。

質問の聞き方としては、まず返品を受けたことがありますか、ありませんかと聞いておまして、その返品を受けたことがあると言った人に、その返品はどんな返品でしたかということで、不当性を回答者の方に判断していただくことにしております。

その際に、この調査報告書の最後に別紙で付いておりますけれども、優越ガイドラインを要約したものをお渡ししておまして、それを読んでいただいて、正に問題になる場合、問題にならない場合、二つ書いてございますので、その問題になる場合というところを捉えて不当と判断していただいて回答していただく構造になっております。

舟田会員 では、2段階目の判断をした後の数字がこれだということですね。

藤本企業取引課長 はい。

伊藤会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。もしあれば、また後で伺うということで、最後に「アジアにおける競争政策の最近の動向」につきまして、杉山国際課長から御説明をお願いしたいと思います。

杉山官房国際課長 官房国際課長の杉山でございます。独禁懇資料190-3の「アジアにおける競争政策の最近の動向」を御覧いただければと思います。

通常ですと、この場で定期的に御報告させていただいているテーマは「東アジアにおける競争政策」という形で「東」を付けていることが多くございます。これはどういうことかと申しますと、私ども公正取引委員会は、いろいろな国、いろいろな方面に技術支援を行っているわけでございます。特に発展途上国に対して、独禁法の法制の在り方あるいは審査の仕方等について技術支援を行ってきているところでございます。

これが主として東アジア、これは ASEAN 諸国、東南アジアを含めた広域の東アジアという概念でございますが、東アジアに対して行うことが多くなっています。したがって、逆に東アジアにおける独占禁止法制はどのようなものかということ、あるいは運用について、どのようになっているかということを検証、検討する必要もあるということで、それをまとめて、この場でも御報告させていただくことが今まで多くございました。

今回、ちょっと広げて「アジアにおける競争政策」をテーマとしています。これは、各方面から、インドの法制あるいは運用についても報告願えないかという話がございました。さすがにインドまで含めてしまうと、「東アジア」で包括するのはなかなか難しかりょうということで、「アジア」ということにさせていただきます。

1 ページおめくりいただきますと、今回の報告の概要が書いてございます。

「2」に、「公正取引委員会によるアジア市場の競争環境整備に向けた取組」ということが書いてございます。今回の御報告も、公正取引委員会の技術支援に関する取組を後段で説明させていただくことに加えまして、前段でレシピエントカントリー、いわゆる技術支援を受ける側の国の状況がどうなっているかということで、中国、ASEAN、インドを中心に御説明させていただきたいと考えております。

公正取引委員会は、1980年代ぐらいから、韓国あるいは台湾に対しても技術支援を行ってきておりました。もちろん、もう韓国、台湾は競争政策についても、また経済一般についても立派な先進国・地域でございますので、もはや公正取引委員会が技術支援を行う必要性もなくなってきております。むしろ、逆に韓国、台湾と手と手を携えて、他のアジア諸国に対しまして技術支援を行っていくという状況でございます。

今回の御報告は、アジアにおける競争政策がテーマでございますから、本来でしたら韓国、台湾の動向も含めるべきところではございますが、先ほど申し上げました趣旨でございますので、今回は韓国、台湾の説明は割愛させていただきたいと思っております。もし、何か多数御要望がありましたら、また機会を改めまして、その点については御報告させていただきたいと思っております。

また1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。アジアにおける主な国・地域の競争法の整備状況でございます。これを御覧いただきますと、今、申し上げましたように、日本は1947年、韓国、台湾については、それぞれ1980年、1991年に、競争法を制定していますので、競争政策についての先進国・地域は、比較的早い時期に競争法を制定していることが分かります。

その中でちょっと異彩を放つのはインドでございます。1969年には、独占禁止法に近い法律である「独占及び制限的取引慣行法」が制定されているといった状況でございます。ただ、この法律は、当時の経済体制、すなわち規制が多い閉鎖的な経済体制を前提とした法律でございますので、2002年に全面改正がされております。この点については、後で詳しく御説明させていただきます。

1991年の台湾の競争法制定以降ですと、モンゴル、タイ等が並んでおりますが、これを大まかにいくつかのグループに分けることができます。1つ目は、1991年に東西冷戦が終結してソ連が崩壊したわけでございますが、この年を契機としまして、旧社会主義国を中心として市場経済化が進んだ国がございます。そういったところを受けたものとして、例えば、モンゴルの1993年の法制定、あるいはベトナムの2004年の法制定、ラオスの2004年の法制定、中国の2007年の法制定といったところが挙げられるのではないかと考えます。

それから、タイとインドネシア、1999年にそれぞれ競争法制定がなされていますが、これについては、1997年の通貨危機を背景として独占禁止法が真摯に検討され、制定されるに至った国がございます。ただ、タイとインドネシアは、極端に傾向が分かれるところがございまして、それは独占禁止法の運用において、かなり両極端な状況にあるということでございます。

すなわち、タイにおいては、いまだ公表された措置案件が存在しない状況であるのに対して、インドネシアにおきましては年に20件から30件の法的措置が行われています。非常に活発な法的措置が行われているということで、両国での違いが際立っているところがございます。

あと、今、申し上げました旧社会主義国の市場化という文脈と、あるいは

通貨危機への対応のいずれの文脈にも属さないものとしては、2010年に、マレーシアの競争法制定というのがあります。これは、次の5ページを御覧いただければと思います。これは、ASEANの動きと連動するところがございます。ASEANでは、2015年に経済共同体等の三つの共同体からなるASEAN共同体の設立を合意しております。特に2007年12月、ASEAN首脳会議において、AECブループリントが採択されました。このAECというのは、ASEAN経済共同体の略称でございます。ASEAN経済共同体の設計図と工程表を示したものでございます。

そのASEAN経済共同体の特徴と申しますか、目標の中の一つとして、高い競争力のある経済地域を目指すといった目標が掲げられております。競争政策は、この高い競争力のある経済地域を目指すということの一要素として、重視される項目ということで挙がっているところでございます。このブループリントにおきまして、2015年までに全加盟国が競争政策・競争法を導入するよう努力するという記載がございます。

そういったところを踏まえまして、先ほど申し上げましたマレーシアの競争法が2010年に制定されるに至っております。ただ、これは本格施行前でして、来年1月1日に本格施行される予定になっております。

ちなみに、包括的競争法がないという意味では、ASEAN加盟国であと4か国でございます。ミャンマー、フィリピン、カンボジア及びブルネイでございますが、この4か国においても、それぞれ包括的競争法を制定しようという動きはございます。

次のページをお開きいただきまして、個別の国はどうなっているかということに移らせていただきます。

まず、インドネシアでございます。競争当局であるところの事業競争監視委員会がございます。これは私ども、略称「KPPU」といっております。インドネシア語の略称でございますので、何の略称か想像しにくいところがございます。KPPUの執行活動は、近年、非常に活発化しております。これは先ほど申し上げましたとおりでございます。2007年以降、20件以上の法的措置を採ってきています。制裁金額も、この10年間で累計が166億円に達している状況でございます。

インドネシアの特徴としては、2000年に設立されて2010年に至るまで企業結合規制はなかったのですが、2010年7月に企業結合規制も開始しているところでございます。また、2009年以降、積極的にガイドラインを策定している状況も含めて、非常に活発に法執行を行ってきているところがみられる国でございます。

一方、ベトナムは旧社会主義国というより、今でも社会主義国なのかもし

れませんけれども、この国でも競争法は制定され、なおかつ今、法改正が真剣に検討されるなど、競争法や競争政策の取組が非常に活発である国の一つと位置付けられると思います。

ベトナム競争庁は、2010年、競争法改正の必要性に係る評価書を商工大臣及び司法大臣に提出しております。現在のベトナムの競争法には幾つか問題点があるようですけれども、それをより国際的な基準に近い独占禁止法に変えていこうといった試みが全般的にみられるということでございます。

あとは細かい話になりますので、また質疑を通じてお答えさせていただきたいと思います。

次に、8ページでございますが、マレーシア、フィリピンでございます。

マレーシアは、先ほど包括競争法が2010年に制定されたことは、御説明させていただいたとおりでございます。

フィリピンについては、先ほど包括競争法がない国の一つとして挙げさせていただきましたが、断片的な規定としては、刑法とか価格法に規定がございます。こういったところで、例えば談合とかカルテルについて規制が行われているといった状況でございます。

その中で、包括的競争法、先進国あるいはほかの国にあるような企業結合規制や単独行為規制まで含めた包括的な、競争法案が議会で審議されているところがございます。また、2011年6月には、司法省をフィリピンにおける競争当局と指定する大統領令も発令されているところがございます。

次に、9ページでございますが、インドの競争法でございます。

先ほど申し上げましたように、インドは従来、「1969年独占及び制限的取引慣行法」という法律がございました。ただ、規制緩和等の進行によって抜本的改正の必要性が出てきたということでございます。特に1991年の自由化、これは先ほど申し上げましたソ連の崩壊と密接に結び付いているわけです。かつてインドというのは、共産主義国家ではなかったのですけれども、公然と社会主義を目指すことを国是としているところがございまして、非常に規制の多い社会でした。

ところが、1991年、ソ連からの援助がなくなったこともあって、規制緩和し、自由化せざるを得なくなってきたといった国の状況なども踏まえて、徐々に自由化を進めます。その結果は皆様御存じのとおりでございます。特にサービス産業が非常に花開くような状況になってきている。例えばコンピュータ関係とかソフトウェア関係、あるいは各種のコールセンターがインドに次々と立地されるといった形で、サービス産業を中心としてインドの経済成長は非常に著しいものとなっております。

そんな中で新しい競争法を制定する必要があるということで、2003年1月

に競争法を制定したところでございます。同年 10 月に、インド競争委員会を設置したところでございます。

この国も、先ほど申し上げましたインドネシアと同様、企業結合規制は長らく施行されていなかったのですが、2011 年 6 月から新たに企業結合規制が導入されているところでございます。

次の 10 ページですが、インドの競争当局として、「インド競争委員会」というものがあります。組織構成は、ここに書いてあるとおりでございます。これは、基本的には調査を行う機関だと認識していただければと思います。

他方で、「競争審判所」というものがございまして、ここは競争委員会が行った決定、又は命令に係る提訴につき審理を行うという機関でございます。さらに、この競争審判所の判断に対しては、最高裁判所に不服申立てを行うことができるという立て付けになっております。

次に、11 ページからインド競争法の規制行為を記載しています。

これは、基本的にはいわゆる先進国型の競争法制に近いところがございます。そして、いわゆる反競争行為としてカルテル、それから、次のページにある市場支配的地位の濫用、三つ目として企業結合、この三つを規制対象としているところでございます。

まず、反競争的協定、すなわちカルテルでございますが、インド国内の競争に対する重大な反競争効果を生ずる、又は生ずるおそれのある水平的協定及び垂直的協定を禁止しているということでございます。これは、縦も横も入っているということで、ここに御覧いただくような協定が規制対象になっているところでございます。

次に、12 ページに支配的地位の濫用について記載しています。

これは、比較的 EU 法制に近いような概念のところもございませけれども、支配的地位を有する者がその地位を濫用する場合について、競争法を適用していくということです。支配的地位の概念あるいは要素は、ここに書いてあるとおりでございます。

濫用行為の例としては、例えば不公正又は差別的な条件又は価格設定、商品の生産又はサービスの提供の制限等が含まれるということでございます。

それから、企業結合でございますが、インド国内の関連市場における競争に対する重大な反競争効果を生ずる企業結合は禁止されるということでございます。ここにはいろいろ書いてございますが、基本的に事前届出制を採用していると理解できるところでございまして、ここに書いてある事案が生じたら、30 日以内に結合案の詳細を開示して競争委員会に届け出なければならないということになっています。届出基準は、この表にお示ししたとおりでございます。



法執行の状況は、次の 14 ページに書いてございます。

実は、2003 年にインド競争法が本格施行されてから、もう既に 8 年余りが経つわけですが、中国に比較すると法執行の事例を余り聞かない状況になっています。といいますのは、インドにおいて、本格的に競争法が施行されるようになったのは、2009 年とか 2010 年ぐらいになってからということが大きく影響しているところがございます。

それまで、関連規定をいろいろ整備しなければならなかったり、あるいはどうやらインド競争法自体にいろいろと問題があって、裁判所に違憲性を含めて訴訟を提起されていたと思うのですけれども、それで本格施行が非常に遅れていたといったところがございます。

法執行状況でございますが、競争委員会は、競争法の施行以降、反競争的協定について 4 件、それから支配的地位の濫用 2 件に対して法的措置を行っています。

企業結合については、4 件と書いてございますが、実は最近の事例も含めると 5 件、承認事例がございます。11 月 7 日現在で 5 件でございます。いずれも承認された事例でございます。

最近の主要事例としては、DLF Limited に対する件がございます。これは、日本では余り見聞きしないような事案でございますけれども、インド最大の不動産ディベロッパーである DLF Limited がその顧客に対して課した取引方法、いわゆる不動産購入契約書に定めたもの以外の例えば費用を後から徴収するとかの行為が、支配的地位の濫用と認定されたという事件でございます。合計 63 億ルピーの制裁金の支払命令が出されたということでございます。

次に、15 ページから中国競争法の概要を記載しています。

中国は独特なところがございまして、競争当局が商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局と三つございます。これはどういう役割分担になっているかでございますが、商務部は合併を担当し、国家発展改革委員会は価格関係のカルテル、支配的地位濫用事件を担当する。それから、国家工商行政管理総局は、非価格関連、価格に関連しないところのカルテル、支配的地位濫用事件を担当するという役割分担が定められております。

16 ページに、制定経緯を記載していますが、中国では既に 1993 年に「不正競争防止法」というものが成立しております。不当廉売、拘束条件付販売等が禁止されておりました。この不正競争防止法というのは、日本の特に不公正な取引方法などを参考にしつつ、不公正取引、それから不正競争防止法に書かれているような項目、それにプラスして談合を禁止していた法律でございます。この法律自体は、今でも生きています。

それから、1997 年には「価格法」が制定されまして、価格カルテルも禁止

されるといった状況になりました。

2007年8月に包括的競争法が初めて採択されまして、2008年8月1日から施行されたところでございます。

17ページでございますが、独占禁止法の規制行為として、まずカルテルの禁止、つまり独占的協定の禁止について記載しています。

競争者間の独占的協定として規制される行為ということで、ここに書いてございます価格カルテル、市場分割協定等が規制対象となっているということでございます。それから、事業者と取引先の間における独占的協定として規制される行為ということで、再販売価格の固定等が規制対象となっておりますが、独占的協定では、水平的協定と垂直的協定が両方規制対象になるということでございます。

それから、18ページに市場支配的地位の濫用の禁止を記載しています。

市場支配的地位とは、市場において、価格、数量若しくはその他の取引条件を支配することができる地位又は他の事業者による市場への参入を阻害し、若しくは参入に影響を与えることができる地位ということでございます。その地位を濫用した場合ということで、濫用の典型例がここに書いてございます。こういった行為が行われた場合に、市場支配的地位の濫用になるということでございます。

それから、19ページに企業結合規制を記載しています。競争を排除又は制限し、そのおそれのある企業結合は、禁止されるということでございます。

現在、この事前届出制度が導入されております。その上で非常に活発に法運用がされているところでございます。法運用の状況については、後で詳しく御説明させていただきたいと思っております。

20ページでございますが、中国競争法で非常に特徴的なものとして、行政権力の濫用による競争の排除及び制限の禁止というものがございます。

行政機関が競争条件を曲げるといったことについて、特に中央政府の競争当局が地方に対して「そういう規制はやめろ」といった意見を申し上げる、それに対して、地方がこれを是正するといった枠組みを規定しているものでございます。ここに書いてあるような各種の規制を撤廃するように意見を申し上げるということでございます。

これは、実際に適用事例があるようでして、広東省のある市の規制について、それは競争をねじ曲げるということで、国家工商管理総局から、広東省政府にまず意見申立てがなされまして、広東省政府はその市に対して、その規制を撤廃するように命令を出したといったケースがございます。

それから、法執行の状況を、21ページに記載しています。

企業結合規制関係については、先ほど申し上げました商務部に関係するの

ですが、これが3当局の中で一番活発に法適用を行ってきております。法施行以降、全部で267件の届出があった中で、禁止決定が1件、条件付き承認決定が7件なされております。ここに書かれている決定がそうでございますが、実は10月31日、ごく最近でございますが、もう1件出ました。条件付き承認決定がこれで8件になっております。

これは紡績機械の企業の買収でございますが、この最新案件も含めて、ここで申し上げられる特徴的なことは、いずれも外資系企業が絡んでいる合併案件であるということでございます。合併当事者の双方、もしくは少なくとも一方は外国企業が入っているということが非常に特徴的なものになっているということでございます。

次に、22ページに価格独占規制関係の執行の状況を記載しています。

これは価格独占でございますから、価格に関係するカルテル事件と支配的地位の濫用事件を両方含んでおります。基本的には、国家発展改革委員会が行った事件、あるいはその組織が地方政府に委託して取り上げられた事件がここに書いてございます。これ以外にも最近、2011年にも幾つか事件がある状況でございます。

特に、最近中国国内における物価上昇が非常に大きな問題となっております。それを踏まえまして企業結合だけではなく特に価格関係の事件も積極的に摘発していこうという姿勢がみられます。そういったところを踏まえまして、こういった多数の事件が取り上げられているところかなと考えられます。

他方、23ページに非価格独占規制関係の執行の状況を記載していますが、これは基本的には国家工商行政管理総局、三つの独禁当局のうちの1つですけれども、これが省政府に委託しまして取り上げられた事件でございます。公表されている案件で、ほかにもあるかもしれませんが、私が今、存じ上げているのはこの1件だけでございます。この部分が一番手薄かなといったところでございます。

ちょっと駆け足になって恐縮でございますが、次に、公正取引委員会によるアジア市場の環境整備に向けた取組を御説明いたします。公正取引委員会は、こういった国々に対して、様々な枠組みを通じまして、先ほど申し上げました技術支援を行ってきております。

まず、挙げられるものとして多国間の取組でございますが、東アジア競争政策トップ会合というものを毎年開いております。これは、公正取引委員会の竹島委員長の提唱に基づきまして、東アジアの競争政策当局のトップがお互いに顔と顔を付き合わせて、課題について共通の認識を深めていくといった目的で開催されているところでございます。

そして、その下にあります東アジア競争政策カンファレンスでございますが、競争政策トップ会合の時期に合わせて、こちらにつきましては、民間の有識者、学識経験者、産業界の方々を交えまして、競争政策についてのディスカッションを行っているところでございます。以上二つの会合については、今年は、9月15、16日にシンガポールで開催されております。

次に、26ページにそれ以外の多国間の取組を掲げています。まず、APEC競争政策・競争法グループというものがございます。こういったところでトレーニングコース、研修を実施したり、あるいは会議を開催することによって、競争政策に関して環太平洋地域での共通認識の醸成みたいなものを図ってきているところでございます。

それから、ICNでございますが、ICNの中にAISUPというものがございます。Advocacy and Implementation Network Support Programでございますが、このICNでAISUP業務というものを公正取引委員会が継続的に担ってきております。これはどういうものかという点、ICNがいろいろなモデル的な審査のやり方とか法制の在り方みたいなもの、あるいはガイドライン的なものを幾つか成果物として作ってきているのですけれども、それを活用しまして、特に発展途上国に対しましてその知見を教授していくといった活動でございます。

特に公正取引委員会は、AISUPの総元締めの普及、啓発に努めてきているところもございまして、それに加えて個別に、特にベトナム競争当局に対して13回の電話セミナーを実施しているといった活動も行っています。

次に、27ページですが、ASEAN競争法専門家グループへ、公正取引委員会から講師を派遣しているといった実績もございまして。

それから、28ページ以降に二国間の取組を記載しています。その中の技術支援については、JICAを通じた枠組みを活用して支援を行ってきております。ここに二つございまして、二つの柱として、集団研修、それから国別に個別にその国の実情・課題に合ったオーダーメイドの研修を行ってまいります。

国別研修は、今お話申し上げてきましたインドネシア、中国、ベトナム、フィリピンに対して実施しています。中国は1回中断しまして、今、計画中でございますけれども、そのほかの国に対しては計画中ないしは実施中のものがございまして。

集団研修は、特定の国にとらわれず、また、アジアに限らず、東ヨーロッパとかラテンアメリカ、場合によってはアフリカといった国々からも研修生を招いて情報・経験の共有を行っているところでございます。

最後、29ページですが、各種の経済連携協定、EPAとかFTAと称されますが、そういった枠組みの中においても、競争政策分野についての特別な章を設けてきております。

ここで何を規定しているかという点、例えば今、申し上げました技術支援を行っていく、あるいは知見や認識を共有するといったことをしております。あるいはそれに加えて、通報協議規定がございます。一方の当事国の領域内において、他方当事国の利害に係る重大な事件が発生しているといった場合に、互いに通知し合うという規定です。それによって協力を促進していき、あるいはある一つの事件について並行審査を行っているといった状況があった場合には、お互いにそれを知らしめて、場合によっては協議していき、という契機付けをする規定を盛り込んでいるところが主になっております。

日本が締結している EPA あるいは FTA というのは、御覧の国に限らず、例えばチリとかオーストラリア、南米諸国といったところもありますけれども、ここに掲載されているのは、今、申し上げましたアジア諸国との EPA でございます。EPA の規定には、それぞれそういった協力の枠組みを盛り込ませていただいている、それに基づいて協力も推進してきているところでございます。

少し長くなってしまって恐縮でございますが、私からの説明は以上です。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら。どうぞ。

村上会員 最新情報なので、大変興味深く聞かせてもらいました。それで、先に質問が1点ありまして、その後は単純に要望になろうかと思えます。

それで、中国の方なのですが、確かに執行機関が三つ存在している。ただ、制度上は、確か国務院に独占禁止委員会というものを作って、上部に置かれているはずなのですが、そこはいまだに機能していないのかどうかというのが第1点目。

もう一つが22ページで、中国特有の国内事情があって、当局は国内的には事件を処理するのに苦労しているという話ばかり聞かされているので、このリストは正式に法的措置を採った事件ということで伺ってよろしいのかというのが2点目の質問であります。

杉山官房国際課長 今回の村上先生の御質問でございますが、第1点目についてお答えいたします。

中国には、先生がおっしゃられますように、国務院に独占禁止委員会がございます、これが基本的には総元締めとなって各執行当局を動かすという、建前上はそういう立て付けになってございます。ほかの3当局がその下にぶら下がっている形でございます。この国務院の独占禁止委員会というのは、例えば機能の一つとして、ガイドラインの策定とか規則の策定みたいなもの

も含まれております。

ただ、現実問題としまして、例えば各種のガイドラインとか規則が最近公表されたところをみましても、過去、各執行当局で公表されているというのが非常に多くございまして、そういうところからみても、国務院の独占禁止委員会というのが取りまとめとして機能しているかどうかというのは、やや不透明といたしますか、よく分からないところがあるなというのが実態でございます。

もう一つ、21 ページでございます。これは、合併事件についてです。

村上会員 22 ページです。

杉山官房国際課長 すみません、22 ページでございます。

これは、特に価格独占規制関係について記したものでございます。実は、下を御覧いただきますと、国家発展改革委員会の研究会において公表とございます。実は、2010 年の事件だけを記載したものでございますが、ある研究会において国家発展改革委員会がこういう事件があるということで公表しているものでございます。

他方で、それぞれを個別に公表しているかということ、そういうことでもないようございまして、いわゆる個別事件の公表体制というのは、まだ整備が必要な状況にあるのではないかとこのところがございます。

これ以降、2011 年になってからも、私どもが知っている限りでは 2 件ほど公表事件があります。

一つは、浙江省のある市の製紙協会の包装用白板紙の価格カルテル事件というものがございまして、これは 2011 年 1 月 4 日に公表が行われております。

もう一つは、ユニリーバの値上げ予告の広告が、これは日本では余り馴染まないような事件なのですけれども、パニック買いを引き起こしてしまって市場秩序をゆがめたということで、制裁金が課された事件です。これが 2011 年 5 月 6 日に公表されております。

この 10 件といたしますか、ここに書かれているものにつきましては、少なくとも国家発展改革委員会において措置が行われたということで、自ら公表している案件でございますので、これは間違いのないと思います。

村上会員 それで、単純に要望ですが、10 年ぐらい前まで国際機関に行くと、アジアというのはとにかく変わった競争法を使っているというのが国際的な評価で、不公正な取引方法の禁止を主体にしていたので、そういう評価を受けたのだらうと思います。

今日の資料を見ると、少なくとも中国、インド、それから 2000 年代に出来たほかの国の競争法は多分共通だと思えますけれども、競争制限的協定の禁止という共同行為規制、それから市場支配的地位の濫用という単独行為規制、

それから企業結合規制を中核とする，それを3本柱とするのが国際標準的な競争法体系なので，確かにアジアでもほぼそういう形になっているし，しかもそれだけの国がそのようになっているということは，アジアにおける競争法体系というのは，ほぼ決着が付いたのかなという印象を受けました。

今すぐというわけではなくて，5年ぐらい経ちますと，アジアでも当然経済統合が進んでいくわけなので，競争法がそのときの共通事業活動ルールとして確立されていくというか，そのように発展していく形だろうと思います。

それで，長期的には，私は日本経済にとっても，日本企業にとっても，それが一番良い方向性ではないかと思います。そういう意味で，ここにも書いてありますように，公正取引委員会で積極的に途上国により一層，きちんと執行してもらえるように支援してもらおうとともに，日本の独禁法自体も競争法の体系に沿った形で是非運用してもらいたいというのが希望であります。

以上です。

伊藤会長 ほかに。どうぞ。

内田会員 私は，アジアに進出する企業にいろいろ法務的なアドバイスをするという機会が多いのですが，アジアについては，現在は，独禁法を抜きにしてはそういうアドバイスもできない状況になっています。そういう意味では，今日，御報告いただいた内容は，非常にコンパクトに分かりやすくまとまっており，かつ網羅的にカバーした御説明で，公正取引委員会の取組としては大変分かりやすく，頂いた資料は貴重な資料になると思っております。

質問があるのは，24ページ以下で公正取引委員会によるアジア市場の競争環境整備に向けた取組を幾つかまとめていただいておりますが，アジア諸国の競争法に関しては実際に法令自体がしっかりした国際的スタンダードができていても，運用が国際水準から外れているとか，透明性とか公平性とか迅速性，特に，企業結合審査の過程での迅速性等に問題がある国もあると思っております。

その関係で，例えば産業界とか実務に携わっている弁護士なり専門家から，公正取引委員会に対して，海外の独禁法の運用について意見が寄せられた場合に，それを先ほどの環境整備の取組の中に取り込んで，二国間での協議の場とかICN，その他いろいろ意見交換の場があるようですけれども，そういう場で，日本の立場から運用について意見を申し上げるというか，意見交換する場というのを積極的に持つようにされているのか。または，そういう仕組みというものができているのか，それについて御意見を伺えればと思います。

杉山官房国際課長 今，内田会員の御質問は，運用の不透明な国に対して，公正取引委員会として何か申し述べる機会はあるのかとか，そういう場は設けられ

ないかという御質問だと理解しました。

公正取引委員会は、これまでアジアも含めて、様々な競争当局とバイの意見交換をしてきておりますし、あるいは国際会議の場などを通じて、あるいはその機会を捉えてバイの懇談の場を持ってきております。その中で、競争政策の観点から、これまでも折に触れて様々な問題について議論はしてきているところでございます。

あるいは、先ほど申しました研修の場、例えば JICA の研修を通じて日本の在り方はこうなのだということを伝えたり、先ほど申しました ICN の AISUP というのは国際標準ですから、それも伝えることによって、もし自国の運用が不透明あるいは不活発あるいは何か問題があるということであれば、自ら正してもらおう気付きの機会を与えるといったことも行ってきております。そういった中で、そういった問題も取り扱える部分については取り扱っていくのかなと考えております。

他方で、どこどこの国の合併規制は不透明だ、産業政策に偏っているといった話になった場合に、公正取引委員会だけでカバーする問題かどうか、そこは日本政府の中で役割分担というものがございまして、そういったところと連携していく必要もあるのかなと考えております。

伊藤会長 ほかにどなたか御発言ありますか。どうぞ。

石井会員 日本は、1947 年に独占禁止法を制定したということで、アジアでは最も進んでいるというか、最もリーダーシップをとれる立場にあるかと思えます。そういう意味で、蓄積された競争政策に対して、ノウハウあるいは競争の在り方について、いろいろ提供していただいて、アジア全体のレベルアップを図っていただきたいと思っております。

それから、最近、中堅・中小企業は、アジアの成長と海外に進出することを大変積極的に展開しております。そういう意味で、まずお願いしたいのは、進出している企業に対して、いろいろな規制法規について情報が少ないような気がいたしますので、できましたら、公正取引委員会におかれましては、日本商工会議所あるいは JETRO と協力していただいて、進出企業への情報提供を行っていただきたいと思えます。

それから、これから海外へ進出しようとする中小企業もたくさんあると思えますが、事前の情報提供を行っていく必要があると思えます。セミナーとか、どういうところに進出した場合、競争政策に留意しなければいけないのか。そういう観点から、今後、中小企業が事業展開する上において、いろいろな指導あるいはガイドラインを示していただくと大変有り難いと思えます。

杉山官房国際課長 ありがとうございます。今の石井会員の御質問にお答えさせていただきます。



公正取引委員会としても、今まで折に触れまして説明会・講演会の開催、あるいは専門雑誌への寄稿みたいなものを通じて、特に諸外国、アジアの競争法制について広報を努めてきているところがございますけれども、今後とも取組をより強化していきたいと考えています。情報収集の強化も含めて、発信の強化をさせていただきたいと考えているところがございます。

今お示しにありました JETRO との協力関係については、もしできるところがあれば考えていきたいなと思います。今、具体的にこうしたいということは何も申し上げることはできませんけれども、そういった御示唆も受けましたので、何かできることがあれば考えていきたいなと思います。

伊藤会長 ほかに。どうぞ。

安藤会員 今、お話がありましたように、アジア市場における競争環境の整備ということは非常に大事だと思っております。現に先ほどいろいろな事例がありましたけれども、パナソニック・三洋の企業結合の場合でも、アメリカ、EU、日本では想定している範囲で承認が下りたわけですが、中国は、どういう判断基準で方針を決めているのか。

中国も制度的にはかなりしっかりしてきたなと思いますけれども、運用面について、なかなか不透明なところがあるのではないかと。結果的には、かなり長期間の日数を要して、またいろいろな条件が付きましてけれども、その条件についても、なかなか想定できないような条件が付いてくるようなことで、先行きについて見通しが非常に難しい面が結構あるのです。

そういう意味では、中国等も含めまして、審査基準の透明性とか公平性といったものを、同じような共通ベースで作っていただくことになれば、企業の予見可能性が非常に高まってまいりますので、是非そういう方向にさせていただきたいなと特に思います。

現状、1点教えていただきたいのは、中国に対して、体系は一応出来ているのですが、こういった企業結合に関して、日本側からみた課題とか何か、こういうところがまだ十分ではないな、こういうことは、むしろこういう形に持っていくように議論していかなければいけないねということがありましたら、お教えいただければと思います。

杉山官房国際課長 今回の安藤委員からの御質問、特に中国の企業結合規制については、まだ不透明なところも多いということで、特に課題的なものについてはどんなところがあるかという御質問だと理解します。

中国の企業結合規制、特にパナソニック・三洋事件のように、日本企業同士の企業結合事案において踏み込んだ内容の問題解消措置もみられるなど、そこは日本企業にとっても、おそらく切実な問題になってきているのかなという感じがいたします。

実は、中国の合併規制の分野というのは、比較的下位規則といえますが、例えば関連市場の画定の仕方の規則とかガイドラインといったものの作成が比較的進んでいる分野、ほかの2当局の分野よりは比較的進んでいるのかなという感じがいたします。また、個別の案件についても、比較的公表がなされてきているところで、中国は中国でそれなりに透明化を図ろうとする努力をしてきているのかなという感じはいたします。

また、個別の事件を分析してみても、初期の頃になされた、21ページの例えばコカコーラ事件とかアンハイザーブッシュといった事件では、いわゆる関連市場さえ明らかにしていなかったところがございましたが、3番目以降の事件におきましては、関連市場も明らかにしてきている形をとってきています。あるいは、更に経済分析でこういうものを使いました、例えば、ハーフィンダール指数を用いて分析を行ってきておりますといったことも、最近の事件の中で出てきているということで、徐々にではございますが、世界標準に近づくような運用をしてきているのかなという感じは、私は少なくとも持っております。私どもとしても、いろいろな場を通じて中国当局との対話を重ねていきたいと考えております。

また、中国において一つ問題といったらちょっと語弊があるのですが、今、私が確認できるだけで120の競争当局が世界中にあるのですけれども、このほとんどの当局はICNという国際組織に加盟しています。ところが、中国の3当局は加盟していないといったことがございます。

このICNというのは、先ほど申し上げましたように、国際的な一つのモデル的な法制とか運用の在り方を検討し、それをワークプロダクトとして出しているのですけれども、そういったところの影響を中国が受けやすい状況になれば、またハーモナイゼーションが進んでいくのかなという感じがいたします。そういったところで、中国がICNに加盟するのも望まれるところかなと考えています。

伊藤会長 それでは、そろそろ時間も参っておりますので、本日の討議はこの辺で終了させていただきたいと思っております。

最後に、竹島委員長から御発言をお願いします。

竹島委員長 今日長い間、ありがとうございました。

特別申し上げることはありませんが、先ほど実態調査を二つ御報告して、これをもっときちんと具体化できるように、もう一歩手は打てないのかという御趣旨の御発言もありました。そういう意味では、ちょっと物足りないと思っておられるのかもしれませんが、現実問題、法律上の権限がないと、物を言っても新聞も取り上げてくれないということでございます。

我が公正取引委員会は、残念ながら他の政策に対して、競争当局として、

その法律はこういうことで問題があるから直してくれということと言える権限がないのです。あるのは、どこかの省庁が反競争的なことをやろうとすると、それは各省協議というものは全会一致でないと閣議を通りませんので、それを使って駄目だという議論はするのですけれども、波のないところに波を立てて法律を改正してくれと言って、それに対してきちんと対応しなければならぬという仕組みは日本にはないのです。

韓国の公正取引委員会は、そういう権限も持っていて、結構使っているようでございますが、実はそういうことなので、生ぬるいと思われるかもしれませんが、予防的ということでサービスを行っております。私は、一罰百戒ではありませんが、きちんとした厳正な法執行をすることが何より重要だと思っております。

官製談合についても、今まで告発された職員は実はいません。大体、そういう事案で利益を自分のポケットに入れている人は少なく、このやり方でよいとして、官製談合を代々ずっとしてきましたということが普通ですから、そういうことも影響していると思いますが、告発されたことも今までございません。ただ、これから先どうなるかということはあると思いますが、今はそんな状態にあります。

実態調査については、なるべく真面目に受けとめられるような努力はいたしますけれども、それが必ずできるような仕掛けというのは、残念ながら担保がないというのが現状でございます。

アジアについては、2015年、EUのように経済統合をしようとしているわけですが、2015年をASEANの国はターゲットにして、先ほど御紹介したとおり、それまでに各国の競争法をきちんと整備しなさいということになって、努力している真っ最中です。本当に2015年にそうなるかどうかというのは、非常に大きな関心を持って我々も見守っています。

今年シンガポールでありました東アジアのトップレベル会合において、経済共同体を作るということなので、競争法ではなくほかの分野もたくさんあるので、2015年がターゲットだと言っておきながら、2015年が来ても競争法だけ何もできていませんということでは、これは済みませんよ、だから、大いに協力し合っていきましょうと言ってきたのですが、それが一つの大きなターゲットになるでしょう。

しかしながら、国力からいって、余り大きな期待もできないのかなという気がします。フィリピンではようやく競争法の法案が議会で審議され始めていますが、それはアメリカ型で、司法省反トラスト局みたいな感じで独占禁止法を運用する仕組みなのですが、それが本当にワーカブルかどうかという問題があるのです。しかしながら、全体としては、インドネシアがお兄さん

役を果たして一生懸命頑張っているというのが現状です。

中国は、アメリカ、ヨーロッパも同じように心配して、どう運用されるかというのをこの数年、見ているわけですが、今のところ、日本も情報を集めてウォッチしている状態です。話し合うルートが、ほかの国に比べると隔靴搔痒の感があるというか、すいすい行かないというのがもどかしく感じるところです。しかし、各国とも関心を持って、中国はどのように法執行するかを見ていますから、日本もそういうことで引き続き努力していきたい。

公正取引委員会から中国の北京大使館にアタッシェも最近出していまして、情報収集に努めておりますけれども、これからもっと良い、濃密な関係になるように努力していきたいと思っております。

以上です。今日はありがとうございました。

伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。次回会合の日時等につきましては、追って事務局から御連絡申し上げますことにしております。

どうもありがとうございました。